

住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答 (10月16日(日)・福島県青少年会館)

10月16日(日)に福島県青少年会館で行われました住居確保損害等の賠償に関する説明会における質疑応答について、主なものを紹介します。
なお、説明会における回答内容に一部補足をして掲載しています。

Q1 宅地・建物に係る財物賠償について、60ヶ月分(5年分)までは受領した。平成29年3月で避難指示が解除され、全損扱い(72ヶ月分(6年分))となった場合、残りの12ヶ月分(1年分)は、追加で支払われるのか。

A1 避難指示の解除時期について、平成29年3月に解除される旨が決定されれば、残りの12ヶ月分(1年分)を追加でお支払いさせていただきます。

※ 宅地・建物の賠償金額は、財物価値が事故後72ヶ月(6年)で全て失われるものとして、避難指示期間に応じて算定しておりますので、避難指示期間が72ヶ月に達した場合は、残りの12ヶ月分(1年分)を追加でお支払いさせていただきます。

(以上)